

## 第3期(平成24年度)事業報告書

公益財団法人：平成24年4月1日から平成25年3月31日

公益財団法人未来のつばさ財団

### I 事業の成果

1. 当期は子どもへの自立支援資金提供事業の支援者を合計で105名を計画し(一人当たりの支援金は、返済なしの150,000円)、応募要項にも105名として明記して募集した。  
応募者は297名であり、うち115名を支援することで決定した。
2. 支援予定者をかなり上回る応募申請が寄せられたので、選考委員会で一次選考、二次選考を実施し、特に複数の採点者の対応により公平性を高めることが出来た。
3. 書き損じハガキ回収キャンペーンを実施して支援者を10名増やすことができ、105名の計画に対し115名を支援することが出来た。後程、1名辞退申し出あり、実際は114名の支援となった。

### II 事業活動の実施内容

平成24年5月	定時理事会(5/23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度決算承認(平成23年12月14日～平成24年3月31日)</li> <li>・指定正味財産一部取り崩し、平成24年度補正予算承認</li> </ul>
6月	定時評議員会(6/8) 会報誌「未来のつばさ」 第14号発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記議案の承認決議</li> <li>・4,500部</li> </ul>
8月	第2回理事会(8/22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更、諸規定内容変更の承認決議</li> <li>・平成24年度修正事業計画及び収支予算承認決議</li> </ul>
9月	第2回評議員会(9/4) 自立奨学支援応募要項 発送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記承認決議</li> <li>・全国1,200部</li> </ul>
12月	第3回理事会(12/12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更認定申請の取り下げ及び修正後、再提出の承認決議</li> <li>・新常勤理事(野口修作氏)の推薦承認決議</li> </ul>
	自立奨学支援資金 申請受付開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月1日～1月25日まで受け付け</li> </ul>
	第3回評議員会(12/20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記承認決議</li> </ul>
	第4回理事会(12/20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田理事長退任に伴う後任理事長選任(野口修作氏)</li> </ul>
平成25年1月	会報誌「未来のつばさ」 第15号発行 自立奨学支援資金 申請受付締切後 審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4,500部</li> <li>・1月25日で受付終了 以降2月20日まで書類審査</li> </ul>
2月	書類審査 第5回理事会(2/27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立奨学支援資金最終決定</li> <li>・平成25年度事業計画及び収支予算書承認決議</li> <li>・諮問委員会規程の変更承認決議</li> </ul>
3月	自立奨学支援資金 支援決定者に送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たり15万円の送金</li> </ul>

- ・諮問委員会は7月に予定したが委員の都合で実施できず、書面にて応募要項の確認をした。

### Ⅲ 具体的事業活動

定款の事業名	事業内容	事業の①実施日②場所 ③従事者数	④対象者の範囲 ⑤支援人数	事業費
1)子どもへの育英奨学資金の提供事業		平成25年度より実施予定		
2)子どもへの自立支援資金の提供事業	恵まれない子ども達への自立支援としての就職支度金の支給	① 平成24年9月～平成25年3月 ② 児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭等を対象 ③ 15名（審査委員）	④ 左記施設を18歳平成25年3月に卒業する児童 ⑤ 114名	1,710万円
3)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	広報活動 会報誌、HPによる広報活動	① 平成24年6月～平成25年3月 ② 主たる事務所 ③ 2名（制作は業者）	④ 支援金対象者施設関係者、地方自治体、寄付者等 ⑤ 会報誌一回あたり4,500部作成（年2回発行）	145万円

以上

### 第3期（平成24年度）事業報告の附属明細書

平成24年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人未来のつばさ財団